

## 長野県民支えあい観光産業緊急支援事業 Q & A

2020.7.2現在

質問	回答
1 クーポン券事業の目的は何ですか	新型コロナウイルス感染症による観光客の激減によって危機的な状況に陥っている観光産業を支援するため、長野県民向けの宿泊・旅行代金の割引と地域の観光地で利用できる地域観光クーポンを提供し、県民による観光産業全体の喚起を図ることが目的です。
2 今回の事業の具体的な内容は何ですか。	①宿泊割引として一人一泊5,000円（又は3,000円）のクーポンに土産物の購入や飲食等の割引に使用できる観光クーポン（2,000円）がセットになったもの ②宿泊なしの日帰りクーポンとして、土産物の購入や飲食等の割引に使用できる観光クーポン（1,500円）です。 2種類のクーポンとも使用できるのは、事前に登録された宿泊施設や土産物店、飲食店等となります。
3 宿泊割引を利用して旅行に行きたいのですが、どうやって予約するのですか。クーポンはどこで購入できますか。	宿泊割引の場合は、旅行会社を通じて宿の予約を行うか、県内ファミリーマートにて、宿泊割引クーポンをご購入いただき、ご自身で宿の予約を行ってください。なお、予約ができる旅行会社、宿、宿泊割引クーポン・観光クーポンを購入できる場所は、～長野県民支えあい観光キャンペーン～ディスカバー信州県民応援割の特設HPで公開しておりますので、御確認ください。
4 販売はいつからですか。	①宿泊割引+観光クーポン（2,000円）については、6月26日（金）ファミリーマートは10時から。旅行会社は各社営業開始時間からになります。 ②日帰り観光クーポン（1,500円）については、7月1日（水）10時からになります。
5 一般販売のクーポンはいくらで購入できますか。	①宿泊割引クーポン+観光クーポン ・5,000円をお支払い頂くと、10,000円分の宿泊割引クーポンと観光クーポン（2,000円）が付いたものが購入できます。 ・3,000円お支払い頂くと、6,000円分の宿泊割引クーポンと観光クーポン（2,000円）が付いたものが購入できます。 ②日帰り観光クーポン 1,000円お支払い頂くと、1,500円の日帰り観光クーポンが購入できます。
6 販売枚数はどのくらいですか。	①の宿泊割引クーポン+観光クーポンについては、ファミリーマート販売分、旅行会社販売分を合わせて4万枚を予定しております。 ②日帰り観光クーポン（1,500円）は、10万枚を予定しております。 ①②ともに売り切れ次第、販売終了となります。
7 一人何枚まで購入できますか。	宿泊割引クーポン+観光クーポン（2,000円）については、一人2枚までになります。日帰り観光クーポン（1,500円）については、一人5枚までです。
8 旅行会社については、登録事業者でないと宿泊割引は、受けられませんか。	旅行会社についても、登録事業者でないと割引は受けられません。クーポンの数に限りがございますので、～長野県民支えあい観光キャンペーン～ディスカバー信州県民応援割の特設サイトで登録旅行会社をご確認いただき、各旅行会社へお問合せください。

	質問	回答
9	今回のクーポンは、他の割引クーポン券と併用できますか。	基本的に併用できます。ただし、「併用できない」と明記されているクーポン券等、併用できない場合がありますので、使用される前に併用されるクーポンの発行元へご確認ください。
10	観光クーポンはどこで使えますか。	事前に事業登録していただいた対象事業者様のみになります。利用可能施設については、～長野県民支えあい観光キャンペーン～ディスカバーレストラン信州県民応援割の特設サイトをご覧ください。
11	事業者のマニュアルについては、いつ送ってもらえますか。	宿泊事業者・旅行会社については、マニュアル及び登録完了通知等を6月25日までにお送りします。 観光クーポン対象事業者については、6月30日までにステッカーと併せてお送りします。
12	旅行会社で販売する観光クーポン券が売れ残った場合には返却しますか。	申請頂いた宿泊数に併せて観光クーポン券（2,000円）を配布するため、全て販売していただくことが望ましいのですが、最終的に売れ残ったクーポンはご返却頂くことになります。
13	新型コロナウイルス対策推進宣言の登録については、県や商工会議所等へ報告する必要がありますか。	特に報告する義務はありませんが、商工会・商工会議所のHPで宣言事業者を公表しているため、よろしければご連絡ください。
14	宿泊割引は、旅行ツアーの対象になりますか。	宿泊割引を行う旅行会社として事前登録された旅行会社のツアーであれば、基本的には適用可能ですが、詳細は旅行会社に確認をお願いします。ただし、クーポンは、ツアー料金そのものではなく、あくまでも1泊1万円以上の宿泊に対して5,000円、6,000円～10,000円未満の宿泊に対して3,000円というように宿泊料金が割り引かれるものになりますのでご注意ください。
15	日帰りバスツアーは対象になりますか。	日帰りのバスツアーについては、観光クーポンの対象なりません。
16	宿泊事業者としてキャンプ場は対象になりますか。	旅館業法または住宅宿泊事業法の許可事業者であり、令和2年6月1日以前に開業しており、営業の実態がある事業者。また宿泊時に身分証明書等で、旅行者が長野県民であることが確認可能な事業者は対象になります。ただし上記が該当しない場合にも、観光クーポン対象事業者には登録は頂けますので、申請ください。
17	バーは対象になりますか。	今回対象となるのは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努め、「新型コロナ対策推進宣言」として宣言書を店内・店頭に提示している主として観光客が利用する飲食店のうち、食品衛生法の許可を受けている事業者になりますので、上記を条件を満たすバーは対象となります。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業を営んでいない事業者等に限ります。 (要綱等を一部を改正しました。)

	質問	回答
18	購入したクーポンは返金してもらえますか。	全てのクーポンについて、返金対応はできませんので、ご了承ください。
19	指定管理者も登録できますか。	指定管理料や運営補助など公的な支援を受けている事業者も登録できます。
20	観光クーポン券はどういう形態になりますか。	観光クーポン（2,000円）については500円×4枚つづりのクーポン券を予定しております。 日帰り観光クーポン（1500円）については、500円×3枚つづりのクーポン券を予定しております。
21	バスや列車の料金は対象になりますか。	基本的には公共交通機関の利用料については、対象になりません。ただし、観光施設と一体、またはそれ自体が観光目的となっているような移動手段（ゴンドラ、リフト、トロッコ列車等）は対象となります。
22	旅館・ホテル内にあるレストラン・土産物店は、クーポン対象事業者の対象になりますか。	対象になります。様式1号の1の宿泊事業者用の申込書に加えて、様式1号の3の観光クーポン対象観光事業者用の申込の2種類を提出してください。
23	山岳ガイドは対象になりますか。	山岳ガイドが所属する事業所（施設）からの申込は対象になります。ただし、観光客を対象としており、必要な資格を取得し、事故発生時のバックアップ体制として、賠償責任保険、傷害保険の双方に加入していることが条件になります。
24	一社で複数の施設を持っている場合には、申請はどうしたらよいでしょうか。	申請者名でHPへの掲載をさせて頂くため、お手数ですがそれぞれの施設毎に申込をお願い致します。 (3施設様お持ちの場合には、3申込になります。) 申請者の代表者名については、法人の会社名及び代表者名をご記入いただき、余白に施設（店舗）名を記載いただけますと幸いです。（対象施設一覧のHPには、施設（店舗）名で表示させて頂きます。）
25	6月26日以前に予約した宿泊については、対象になりますか。	宿泊対象となる期間の予約（7月1日チェックインから8月1日チェックアウト）であれば対象になります。ただし、OTA等インターネットで予約された場合の支払いは、宿泊施設でお支払い頂く現地決済のみ対象となります。 <b>(要綱の一部を修正しました。)</b>
26	旅行会社が契約している宿泊事業者も、事業者登録の必要はありますか。	登録の必要はありません。ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努め、「新型コロナ対策推進宣言」として宣言書（ポスター・ステッカー）を店内、店頭に提示をお願いします。
27	クーポン券を利用した場合、おつりは出ますか。	クーポン券の利用にあたっては、つり銭は出ません。また、現金との引き換え、払い戻しは致しません。
28	観光クーポン対象施設について、クーポンを利用し割引をした実績が証明できる書類の提出は必要ですか。	観光クーポン対象施設の「クーポンを利用し、割引をした実績が証明できる書類」についての提出は不要にすることを決めました。①実績報告書（様式第5号）②事業実績書（様式第6号の2）③利用済みクーポン券（原本）④請求書（様式8号）の提出をお願いします。 <b>(要綱及び様式の一部を修正しました。)</b>
29	申請者と請求書の銀行口座の名義人が異なる場合は、どうしたらよいですか。	様式第9号の委任状の提出をお願いします。 <b>(様式の一部を修正しました。)</b>

質問		回答
30	宿泊割引の対象となるものは、具体的にどのようなものですか。夕食時に注文したドリンクなどは対象になりますか。	<p>基本的に1泊2食（夕食・朝食）が、宿泊割引の対象となります。素泊まりでご予約いただき、夕食や朝食に同施設のレストランを利用されたお食事代も対象になります。また、食事の際に注文された飲み物代や入湯税は、対象になります。</p> <p>ただし、マッサージやエステ代、AV視聴代、コンパニオン代等は、対象になりませんのでご注意ください。</p>
31	宿泊施設で、観光クーポン券は使用できますか。	<p>宿泊施設が、観光事業者登録（様式1号の3の申込）されている宿泊施設では、お使いいただくことができます。ただし、あくまでも観光クーポンは、観光施設での利用に限るため、宿泊施設の土産物店での土産物代や体験・アクティビティ代、昼食の際に利用された食事代（飲食代）が対象になりますので、ご注意ください。</p> <p>また、観光クーポン券は、宿泊割引には利用頂けませんので、ご了承ください。</p>
32	宿泊施設で、宿泊施設の登録と観光事業者の登録を致しました。お客様への請求書は、どのようにしたらよいですか。	<p>宿泊事業者登録、観光事業者登録のどちらも登録頂いている場合には、宿泊に関わるものと観光施設利用に関わるものとを分けて、お客様への精算を行ってください。</p> <p>具体的には、宿泊に関わる請求（宿泊代、朝食代、夕食代）、観光施設利用に関する請求（体験施設・アクティビティ代、ランチ代、おみやげ物代）に分けて、お客様への請求書（領収書）を作成ください。</p> <p>また、観光機構（キャンペーン事務局）への請求についても、宿泊に関わるものと観光施設利用に関わるものと分けてご請求ください。</p>

※Q & Aは隨時更新していきます。